

卸売市場法の改正に伴う改正規則の概要について

1 改正規則(案)の考え方

- (1) 改正法第13条に規定する地方卸売市場としての「認定」を受けるために、売買取引に係る遵守事項等必要な事項を規定する。
- (2) 公正かつ安定的に業務運営を行うため、条件付き規制緩和とした第三者販売及び場外買付については、その協議並びに実績報告に係る事項を規定する。
- (3) 取引の活性化や業務の効率を図るため、売買取引に係る承認手続き等の緩和及び簡素化等を図ることから、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

事 項		改正条文	内 容	設定理由
1	取扱品目	規則2	条例第4条の規則で定める生鮮食料品等は、次に掲げる取扱品目の部類の区分に応じ、当該号に定める生鮮食料品等とする。 (1) 第5条第1号に掲げる青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品及び冷凍食品 (2) 第5条第2号に掲げる水産物部 生鮮水産物並びにその加工品及び冷凍食品 2 生鮮食料品等のうち前項各号に掲げる取扱品目の部類のいずれに該当するか疑義のあるものの取扱品目の部類は、市長が決定する。	条例による規定から規則による規定に改める。 第2項については文言の整理をしたもの。
2	卸売の開始時刻等	規則4	卸売業者は、市場の開場の時間の範囲内において、その卸売の開始時刻及び終了時刻を定めるものとする。 2 卸売業者は、その卸売の開始時刻及び終了時刻を定め、又は当該卸売の開始時刻若しくは終了時刻(以下「卸売開始時刻等」という。)を変更しようとする場合は、当該卸売を開始し、又は卸売開始時刻等を変更しようとする日の3日前までに、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 3 卸売業者は、その卸売を開始するときは、サイレン等をもってその旨を市場内に周知しなければならない。	卸売業者の業務に関することであるため、卸売業者自らの裁量で柔軟な対応が図れるように規定を改めるもの。ただし、変更する場合はある一定期間、取引参加者へ周知するための時間を設ける。
3	場内事業者の承認をしない条件(卸・仲卸・売買参加者)	規則6、17、26	3 条例第7条第4項第5号・第15条第4項第4号・第21条第4項第4号の規則で定める者は、次のとおりとする。 (1) 条例第9条の規定による条例第7条第1項の承認(以下「卸売承認」という。)の取消し又は条例第47条第1項若しくは第2項の規定による処分を受け、当該取消し又は当該処分を受けた日から起算して3年を経過しない者 (2) 【卸売業者】 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人 【仲卸業者】 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人 【売買参加者】 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人 (3) 卸売の業務(仲卸しの業務・売買参加業務)を公正かつ適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者 (4) 卸売の業務(仲卸しの業務)の事業計画が適切でない者又はその遂行が確実と認められない者 ※卸・仲卸のみ	市場における取引秩序の維持のため、引続き、現行どおり規定するもの。
4	場内事業者の最高限度数(指定・関連)	現行の規則22	削除	指定事業者、関連事業者の最高限度数も卸売業者、仲卸業者と同様に、新規事業者の入場促進を図るために削除するもの。

事 項		改正条文	内 容		設定理由
5	第三者販売	規則41	報告書の提出	条例第31条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類により行わなければならない。 (1) 条例第31条第2項の規定による協議(以下この条において「事前協議」という。)を行ったとき 事前協議報告書 (2) 場外者等に対する卸売を行ったとき 第三者販売報告書	第三者販売を行う前の協議に関する内容と、実績の報告内容について定めるもの。細かな運用が必要な場合は、別途要領等にて設定することで検討している。
			協議の報告 (事前協議報告書)	前項第1号の事前協議報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 卸売業者の名称及びその代表者の氏名 (2) 事前協議の相手方の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。第5号及び次項第3号において同じ。) (3) 事前協議の内容 (4) 場外者等に対する卸売を行おうとする物品の品名、産地及び出荷者並びに当該物品の卸売の予定数量 (5) 場外者等に対する卸売の相手方の氏名 (6) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号 (7) 場外者等に対する卸売を行おうとする理由 (8) その他市長が必要と認める事項	
			実績の報告 (第三者販売報告書)	3 第1項第2号の第三者販売報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 卸売業者の名称及びその代表者の氏名 (2) 場外者等に対する卸売を行った物品の品名、産地及び出荷者並びに当該物品の卸売の数量 (3) 場外者等に対する卸売の相手方の氏名 (4) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号 (5) 場外者等に対する卸売を行った理由 (6) その他市長が必要と認める事項	

事 項		改正条文	内 容		設定理由
6	場外買付	規則44	報告書の提出	条例第34条第3項において準用する条例第31条第3項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める書類により行わなければならない。 (1) 条例第34条第2項の規定による協議(以下この条において「事前協議」という。)を行ったとき 事前協議報告書 (2) 場外者等からの買入れ等を行ったとき 場外買付報告書	場外買付を行う前の協議に関する内容と、実績の報告内容について定める。細かな運用が必要な場合は、別途要領等にて設定することで検討している。
			協議の報告 (事前協議報告書)	2 前項第1号の事前協議報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 仲卸業者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。次号、第5号並びに次項第1号及び第3号において同じ。) (2) 事前協議の相手方の氏名 (3) 事前協議の内容 (4) 場外者等からの買入れ等を行おうとする承認物品の品名並びにその買入れ及び販売の予定数量 (5) 前号の承認物品の買入れの相手方の氏名 (6) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号 (7) 場外者等からの買入れ等を行おうとする理由 (8) その他市長が必要と認める事項	
			実績の報告 (場外買付報告書)	3 第1項第2号の場外買付報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 仲卸業者の氏名 (2) 場外者等からの買入れ等を行った承認物品の品名並びにその買入れ及び販売の数量 (3) 前号の承認物品の買入れの相手方の氏名 (4) 前号の相手方が個人である場合は、その商号又は屋号 (5) 場外者等からの買入れ等を行った理由 (6) その他市長が必要と認める事項	

事 項		改正条文	内 容	設定理由
7	受託拒否の禁止	規則43	卸売業者は、卸売承認に係る取扱品目の部類に属する物品について販売委託の申込みがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、その引受けを拒んではならない。 (1) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合 (2) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が、市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と同程度の品質であると市長が認める場合 (3) 販売委託の引受けにより卸売業者がその卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合 (4) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為があったと疑われる場合又はその販売を制限する旨の行政機関の指示若しくは命令があった場合 (5) 販売委託に係る売買取引の条件が条例第39条第1項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に合致しない場合 (6) 販売委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場における売買取引以外の売買取引の残品であることが明白な場合 (7) 販売委託の申込みが暴力団等から行われたものである場合 (8) その他市長が販売委託の引受けを拒む正当な理由があると認める場合	受託拒否できる理由について、改正卸売市場法施行規則等を参考に、拒否理由を明確化するため規定するもの。
8	販売原票及び売渡票の作成等	規則47	卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、販売原票及び売渡票を作成しなければならない。 2 前項の販売原票には、一連番号を付し、市長が請求したときは、卸売業者は、その写しを市長に提出しなければならない。 3 卸売業者は、第1項の売渡票のうち1通をその卸売に係る仲卸業者又は売買参加者に交付しなければならない。	卸売の結果の公表が義務付けられたことと、卸売業者の業務の負担を軽減するために、販売原票の写しの提出を必要に応じて変更する。
9	卸売予定数量等の報告	規則48	条例第36条第1項の規定による報告は、卸売の開始時刻までに、同項各号に掲げる物品ごとに作成された卸売予定数量等報告書(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。第5項において同じ。))により行わなければならない。 2 条例第36条第2項の規定による報告は、次の開場日における市場の開場の時刻までに、同項各号に掲げる物品ごとに作成された卸売数量等報告書(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項及び第5項において同じ。))により行わなければならない。 3 前項の卸売数量等報告書には、市場に搬入せずに卸売(電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法によるものを含む。))をした物品の卸売数量及び卸売価格を記載し、又は記録しなければならない。 4 条例第36条第3項の規定による報告は、毎月15日までに、市況等に関する月例報告書(これに記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。))により行わなければならない。 5 第1項の卸売予定数量等報告書、第2項の卸売数量等報告書又は前項の市況等に関する月例報告書に記載し、又は記録する品目は、市長が別に定める主要品目表によるものとする。	それぞれの業務について、報告の方法と期日を定めたもの。

事 項		改正条文	内 容	設定理由
10	売買取引の条件等の公表	規則49	条例第39条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。 (1) 卸売を行う日及びその時間帯 (2) 卸売承認に係る取扱品目 (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法 (4) 卸売業者が販売委託の引受けについてその委託者から收受する手数料(以下「委託手数料」という。)その他の生鮮食料品等の卸売に関しその出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び金額 (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 奨励金等(省令第20条第6号に規定する奨励金等をいう。以下同じ。)がある場合には、その種類、内容及び金額並びにその交付の基準 2 条例第39条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 卸売を行う日の主要な品目ごとのその卸売の予定数量 (2) 卸売を行った日の主要な品目ごとのその卸売の数量及びその卸売価格 (3) 卸売を行った日の属する月の前月中に行われた卸売に係る委託手数料の種類ごとの受領額(奨励金等がある場合は、当該受領額及び当該卸売に係る奨励金等のその種類ごとの交付額) 3 条例第39条第2項の規定による公表は、前項第1号に掲げる事項にあっては卸売の開始時刻までに、同項第2号に掲げる事項にあっては次の開場日における市場の開場の時刻までに、同項第3号に掲げる事項にあっては毎月15日までに行わなければならない。	改正卸売市場法で定められている卸売業者における売買取引の条件等の公表について、改正卸売市場法施行規則を参考に規定するもの。
11	卸売業者に対する改善措置命令	規則58	市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該卸売業者に対し、必要な改善措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合 (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合 (3) 連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合	兵庫県条例が廃止されたことを受け、旧卸売市場法施行規則第32条の2で規定する改善措置基準を参考に新たに規定するもの。